

令和2年12月3日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る本県の対応について

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、県では12月3日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、特措法第24条9項に基づき、横浜市、川崎市の酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して、12月7日から17日までの時短営業を要請する決定をいたしましたので、ご協力をお願いします。

あわせて、業界団体や県が作成したチェックリスト及び業界団体が作成したガイドライン等に基づく感染防止対策を改めて徹底していただき「感染防止対策取組書」、「LINE コロナお知らせシステム」をご活用くださるよう、お願いします。

- ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料・動画  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/2020kiki.html>
- ・県民や事業者の皆様に対する要請内容について  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19-zitanyousei.html>
- ・感染防止対策取組書及びLINE コロナお知らせシステムについて  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0101/>

別 添

- ・知事メッセージ

問合せ先

環境農政局環境部資源循環推進課

指導グループ 小島、工藤

電話 045 (210) 4156

## 知事メッセージ

新型コロナウイルスの新規陽性患者が急増している危機感を、県民の皆さんと共有するため、「ステージⅢ警戒宣言」を発出してから、約1週間が経過しました。しかし、この間も、感染状況に改善の兆候は見られず、医療提供体制の厳しい状況は続いています。

こうした状況に何としても歯止めをかけたい。こうした強い思いから、県は、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている今月17日までの間、特措法第24条9項に基づき、次のことを要請します。

### <事業者の皆さんへ>

横浜市、川崎市にある、酒類を提供している飲食店やカラオケ店は、12月7日から17日までの間、営業時間を「5時から22時までの間」へ短縮してください。

なお、県は、営業時間の短縮に応じていただいた店舗に、1日あたり2万円の協力金をお支払いします。また、感染防止対策取組書未掲示の店舗は、これを契機に登録してください。

### <県民の皆さんへ>

これまでもお願いしてきた、

- ・テレワークや時差出勤の徹底
- ・県が推奨するM（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板等でしゃへい）・K（距離と換気、冬は加湿）、による基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で、徹底用心
- ・お酒を伴う懇親会や、大人数での長時間にわたる会食は、極力避ける。会食する場合であっても、感染防止対策取組書の掲示がないお店の利用を避け、会話するときはマスクを着用する「マスク会食」  
要するに、飛沫に徹底用心

に加え、本日3日から17日までの間は、

- ・人との接触機会を減らすため、外出は控えめにしてください  
高齢者や基礎疾患のある方は特にご用心ください

今、医療現場は悲鳴をあげています。今一度、医療従事者の思いに心を寄せ、ご自身やご家族、大切な方の命を守るため、一丸となって、新型コロナウイルスに徹底用心してください。この難局を乗り越えるため、県民総ぐるみの感染防止に、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年12月3日

神奈川県知事 黒岩 祐治